

注一 イ「敦道親王小考」『属文の王卿』(一)（『国語国文薩摩路』15号）

ロ「古今集歌人における詩人的要素」（『鹿児島県立短期大学紀要』22号）

ハ「『属文の王卿』—醍醐系皇親」（『中古文学』10号）

2 注一の拙稿ロ

3 所功「『恒貞親王伝』撰者考」（『皇学館論叢』二の二）

4 「までは現存本『恒貞親王伝』に欠く。『後拾遺往生伝』によって補う。

5 「古代の积奠について」（『続日本古代史論集』下巻）

6 30は「群書類従本」に付した通し番号である。以下同じ。

7 川口久雄『平安朝日本漢文学史の研究』第七章第五節

甲田利雄「『菅家文章』巻五の含む問題について」（『古記録の研究』）

8 弥永氏前掲論文

9 これらの詩の製作年時の推定について、金原理氏より示唆を得たものがあること、また、後に掲げる田詩の、本文の異同の有無についても御教示を得たことを明記しておかなければならない。

10 吉川幸次郎「杜甫私記統稿・賊中」（『吉川幸次郎全集』十二巻）二九三ページ

11 『杜甫』（筑摩書房『世界古典文学全集』29）六八ページ

12 『杜甫』下（岩波書店『中国詩人選集』）解説

13 大曾根章介「源英明と橘在列—扶桑集の唱和詩を中心に」（『国語と国文学』昭和38年10月号）

14 維城・維蕃は寛平二年十二月十七日、敦仁・敦慶と改名した（『日本紀略』）。

（原稿受理 昭和四十七年十月十一日）

醍醐系親王の一人ではないかという疑いを強くする。

藤原篤茂の活躍年代は村上朝である。まずその省試及第は天曆年間であった。大江匡衡が、その奏状、「請召問諸儒決是非文章生試判違例状」（『本朝文粹』巻七）で、勅命に依って試詩を献じ文章生試に及第した故例は多いとして挙げる中に、「天曆則藤原篤茂、大江昌言」がある。次いで、同じ天曆期に『漢書』講書の講師を務めている（史籍集覽本『西宮記』巻十四・藏人所講書事）。天徳期には、三年八月十六日の有名な鬪詩の行事に右方の一人として列座し（『天徳三年八月十六日鬪詩行事略記』）、五年三月五日、冷泉院釣殿で催された花宴には、他の属文の人々とともに召されて詩を賦している（『扶桑略記』）。年代を追って行くと、応和三年三月十九日には、三善道統宅で行われた詩合に評定の一人となって加わり（『善秀才宅詩合』）、康保三年八月二十日の守平親王御註孝経読書の詩宴では、序者に選ばれている（『日本紀略』）。

このように、藤原篤茂が文人として資料の上にその名を現わすのは、いずれも村上朝である。

醍醐天皇の皇子であり、兄朱雀天皇の後を襲った村上天皇の治世は、年代的に醍醐系の皇親—親王・賜姓源氏が、政治的、社会的にも活躍すべき時であったが、第一節にその名を挙げたとき多くの醍醐系の親王の、属文の王卿としての活躍においても、村上朝が中心となっている。従って、初めに挙げた詩序も、村上朝の文人といふべき序者藤原篤茂の、活躍の一事例と見ることが許されれば、その篤茂が教令に応じた

「大王」は醍醐系の親王の一人である可能性が強い。だがそれ以上には十人を数える醍醐系の属文の親王の、いずれであるかについては、推測の手懸りを全く見出し得ない。

なお、このように篤茂の詩序を醍醐系親王の好文の一資料と推定する立場にあつては、これは、「属文の王卿」—醍醐系皇親」と題して草した別稿において述べるべきであつたらうが、その紙幅の制限と、右に述べたように論述が推定の域に止まる故に、この論文で述べる。

三

これまで述べてきたところから、阿保親王・貞真親王・恒貞親王・齊世親王を属文の親王として、文学史上にその名を記すことができる。さらに、なお推量の域に止まった『田氏家集』の「常陸王」、「菅家文草」の「第九皇子」等の存在もある。

私が初めに述べたような目的の下に、この論文を含めていくつかの論考で行ってきた、いわば埋もれた属文の王卿の再発見という作業によって明らかにし得た親王は、それはなお一条朝までに止まっているが、知悉された両中書王、また『二中歴』「詩人歴」記載の三親王を除いても十指に余る。

なお遺漏のあることを予想するが、「属文の王卿」のおおむねには説き及んだつもりである。次には「属文の王卿」について述べなければならない。

在り。寒月明けんと欲す。菊に對^{むか}いて月を待ち、且つ懷を述べて曰く、世の惑える者、多く文士を嘲る。彼と我と觀を殊にす。誰か敢えて業を改めんや。今より後、生の涯に及ぶまで、月の夕、雪の朝、雑花樹に生じ、危葉枝を辞し、物に触れて感を催し、興に乗じて人を思う時に至る毎に、期せずして相尋ね、契^{あひ}らずして相会せん。盃杓無しと雖も、管絃無しと雖も、一は詠^{あひ}じ一は吟^{あひ}じ、懷を筆硯の間に遣らんのみ。言約已に成り、交情亦た定まる。聊か本末を記し、以って後日の張本と作さんと爾^{しか}云う。（『本朝文粹』卷十一）

この詩序の冒頭の部分から、およそ二箇月前の九月十日、朱雀院において詩宴が行われ、属文の人々が「秋思入寒松」の題によって詩を賦したことが知られる。そうして「第九皇子」もその一人であったという。

ここにいう昌泰元年九月十日の朱雀院後朝の詩宴で作られた詩文として、紀長谷雄の詩序「九日後朝侍宴朱雀院同賦秋思入寒松^二応^三太上皇製^一」が『本朝文粹』卷十に、その詩が、一首中の二聯を引くのを原則とする『類聚句題抄』に、例外として一首そのままに、さらに道真の詩が『菅家文章』卷六に収められるが、「皇子」の作は残されていない。その詩は現在見るができないが、先の長谷雄の文章に拠れば、それは表現、詩境において非凡の作で、道真が激賞するほどの、当代の親王に比類のないものであったという。そうして改めて道真の主唱で「第九皇子」の文序に催されたのが、閏十月十七日の詩宴であった。

詩序の後半部に、世間には文人無用の論を聞くが、この場に集う者がかかる嘲言に右顧左眄することなく、人事景物に感興を催した時には、

相訪い、これを詩筆に託することを生を終えるまでの業とする、と述べる。この紀長谷雄の文章から、この詩宴が、本当に気心の合った詩人達だけが集^{つど}った私的な雅宴であったことを看取できる。そのことは、引用は省略するが、先に触れた同じ紀長谷雄の朱雀院後朝の詩宴での序、また道真をも加えて二人の詩が、文字通りの侍宴^二応^三製^一の詩文であるのと比較すれば、より明らかとなる。そうして、それは、かかる詩人達の雅宴の「吾道之宗」、文道の主となった「第九皇子」が、長谷雄等詩人達にとっていかなる存在であったかを推量させるものである。先に敢えて紀長谷雄の詩序を、書き下し文にして、その全部を引いた所以もここにある。

『本朝文粹』卷十一に藤原篤茂の「冬夜守庚申同賦修竹冬青^二応^三教^一」と題する詩序を収める。詩題に「^二応^三教^一」の文字がある。「^二応^三教^一」とは、本来、太子や諸王の命によって詩文を作ることであるが、平安朝の詩文においては、皇子だけでなく、高位の臣下の場合にも用いられる。篤茂の序と相似たものを挙げれば、「夏夜陪左相府池亭守庚申同賦池清知雨晴^二応^三教^一一首」（『江吏部集』卷上）はその一例である。従って詩題からは詩宴の主宰者が親王であるか否か、判定できないが、詩序の文章に、「盍^レ斯の大王の^レ楽しみは、善を楽しむ佳遊なり」の一文があることによつて、この詩宴の主宰者が親王であることが明らかとなる。

では何親王であるかについては、詩題にも詩序の文章にも、その推定の根拠を見出し得ない。ただ、序者藤原篤茂の活躍時代から推して、醍

以上、『尊卑分脈』・『本朝皇胤紹運録』に記す宇多系親王の順次を他の史料によって検証して来たが、その結果得られた正確な順次が「順次Ⅱ」欄に示した数字である。なお順次が史料に明記されないものを、一応（）で囲んだ。結論としては、二書の記載のまま雅明を第五皇子と数えることは誤りで、他の記載順序は正しい。すなわち、雅明を除いて数えれば、敦実が第八皇子となり、先に挙げた諸書の記事と一致する。

第四に、これまで述べて来たところから、「第九皇子」を敦実親王とすることは明らかに誤りであるが、それを措いても、従来の説は成り立ち難い。すなわち従来の説に拠って、「第九皇子」を敦実親王とすると、詩宴の行われた昌泰元年、敦実親王はわずか六歳である。たとえ、いかに夙敏であり、あるいは詩宴の主宰が形式的なものであったとしても、六歳で詩宴を主宰したとするのは、やはり不自然である。

以上述べて来た四つの理由によって、「第九皇子」は敦実親王ではあり得ない。

では「第九皇子」は誰か。先の表に拠れば、行中親王である。しかしこの説も成り立ち得ない。それは、行中親王の生年は、延喜九年正月二十七日十三歳で薨じたという『日本紀略』の記事から逆算して、寛平九年となるが、そうすると詩宴の行われた昌泰元年には二歳であり、敦実親王を想定する場合以上に不自然である。

このように考えを進めて来ると、残された解決の方法は、「第九皇子」を他の字の誤りと見るか、宇多系以外の「第九皇子」と考えるか、のいずれかであろう。このうち前者を採るとすれば、「九」以外の何と

いう数字の誤りと見るのか、その根拠が求められない。言葉を換えればこの誤字説を採れば、収拾がつかなくなる。他方、後者の考えに立つとすれば、宇多系以外の「第九皇子」で、昌泰元年時に生きていた人としては、先に項を立てて述べた清和系の貞真親王がある。貞真親王が第九皇子であったことは、『三代実録』に記録される清和系皇子の親王宣下の順次から明らかである。ただ、このように考えた場合、二歳ではあっても宇多系の行明親王が、時を同じくして第九皇子としてゐるのに、『菅家文章』に何の注記もないことに、やや疑いを残す。

以上を要するに、「第九皇子」には貞真親王を比定するのが最も蓋然性が高いと思量するが、なお断定はひかえる。

さて、ここで『菅家文章』の詩に戻ると、これは、昌泰元年閏十月十七日、「第九皇子」文章で、「対残菊待寒月」の題のもとに詩宴が催されたことを物語るものであるが、先に触れたように、紀長谷雄もこの詩宴に列座し、都序「対残菊待寒月」を書いている。それにはいう。

九月十日、朱雀院後朝の宴に於いて、各おの秋思入寒松の詩を献ず。皇子命を被りて同じく亦た詩を上るたてまつ。文体凡に非ず、興託観るべし。近代の皇子、未だ此の比有らず。是に於いて右大將軍（道真）、顧みて相視して曰く、吾が輩の如き者は、殆んど及ぶべからず。須らく他日相尋ねて以って吾が道の宗と為すべし。声に随いて応じ、心に記して忘れず。以って今日に至る。本の志なり。夫れ交は貴賤無く新旧無し。志得れば則ち膠漆一言に生じ、道合えば則ち風雲千里に感ず。斯の言虚ならず。今に之れを知る。時に残菊猶お

順次	諱	生 年	(西曆)		備 考		
			薨年及び年齢	備			
I	11	敦仁	仁和元・一・二八	※885	延長八・九・元(紀) 930 46(裏) ※(紀) 醍醐即位前紀		
II	2	2	※齊中	仁和元	885	寛平三・一〇・三(紀) 891 7(紀) ※(紀) 寛平元・一・一	
	3	3	※齊世	仁和二	886	延長五・九・〇(貞) 927 42(紀) ※(貞) 延長五・九・一〇	
	4	4	※敦慶	仁和三	887	延長八・二・六(紀) 930 44(紀) ※(紀) 寛平元・二・二六	
	5	5	10	雅明	延喜三〇・四・三(貞) 920	延長七・一〇・三(九) 929 10(紀)	
	6	6	5	敦固	?	延長四・二・六(貞) 926 ? (紀) 寛平三・二・四 親王宣下	
	7	7	6	齊邦	?	?	(紀) 寛平三・二・四 親王宣下
	8	8	7	載明	?	?	(紀) 寛平三・二・七 親王宣下
	9	9	8	※敦実	寛平五(裏)	893	康保四・三・三(紀) 967 75(紀) ※(扶) 延喜七・二・三
	10	10	9	行中	寛平九	897	延喜九・一・七(紀) 909 13(紀)
	11	11	11	行明	延長三・三・九(貞) 925	天曆三・五・五(貞) 948 23(一)	一の薨年23歳は24歳の誤り

(1) この表で「()」で示したのは典拠となる史料である。それは次のように略記した。

紀―日本紀略、貞―貞信公記、九―九曆、裏―大鏡裏書、扶―扶桑略記、一―一代要記

(2) ※印の典拠は「備考」欄に示した。

「順次I」の欄の数字は、『尊卑分脈』・『本朝皇胤紹運録』の記載の順次である。これに従って数えて行けば、敦実親王は確かに第九皇子となる。柿村氏はこれに拠って敦実親王を比定されたものと推量される。しかしながら、より高い価値を持つ史料によって検証して見る必要

がある。

第一から第三までの敦仁(醍醐)・齊中・齊世については、「備考」欄に挙げた史料に、例えば「第一之子也」のように、その順次が明記される。またこれはその生年からも傍証される。次の敦慶については、その順次を明記した史料を見出し得ないが、「備考」欄に記したごとく、『日本紀略』寛平元年十二月二十八日条の、宇多系四皇子の親王宣下の記事の「維城(敦仁)、齊中、齊世、維蕃(敦慶)」^{註14}という記載の順次から、また逆算した生年からも、第四親王と考定される。問題は次の雅明である。卒然と数えれば第五皇子となるが、その生年は表に示したごとく、『貞信公記』の記事によって、延喜二十年、すなわち父天皇の退位後の誕生である。付言すれば、雅明は父上皇の出家後の誕生であったため、延喜二十一年十二月十七日に醍醐天皇の猶子となり、醍醐系第十皇子とされた(『日本紀略』)。後の行明も同じく醍醐系第十二皇子となる(『日本紀略』延長五年八月二十三日条)。要するに、『尊卑分脈』『皇胤紹運録』の記載をそのまま鵜呑みにして雅明を第五皇子とするのは誤りである。次に記される敦固・齊邦・載明の三親王はその生年を知ることができないが、「備考」欄に記した『日本紀略』の親王宣下の年から、この通りの順次と考えられる。敦固と齊邦の親王宣下は同時であるが、そのことを記す『日本紀略』の記事、「皇子敦固、齊郡^ヤ為親王」^{註15}からその順次が知られる。次の敦実・行中の生年は享年の逆算から、行明のそれは『貞信公記』の記録から明らかになり、表に示したごとくである。

『是何人耶』……鄰房和上聞其声曰、『所持何物』、対曰、『不是和上可買之物』」など口語的口吻がそのまま記述されている箇所もあり、描写に生彩を生じている。要するに、『慈覚大師伝』は斉世親王の文筆の才能を十二分にうかがわせるものである。

なお、父親王から大師伝の継筆を遺託された源英明も、斉世親王を父に、道真を外祖父とするに恥じない能文の王卿であったが、そのことについては、先学の論述があるので改めて述べない。そのような能文の人であったからこそ、伝記の継筆を託されたのであるといえよう。

『菅家文章』巻六に「対殘菊待寒月」と題する詩が収められる。これには「于時閏十月十七日、陪第九皇子詩亭」という自注があるが、その製作年次は昌泰元年である。それは、編年体の排列基準を持つ『菅家文章』にあつて、これに前後する詩が、昌泰元年九月、同二年正月の作であることが『日本紀略』の記事によって例証されること、および昌泰元年には閏十月があり、詩題の注記と矛盾しないことから明らかである。

ところで、従来この「第九親王」は時の宇多天皇の皇子敦実親王であると考えられて来た。川口久雄氏は、「日本古典文学大系本」の補注で「第九皇子」は、「宇多上皇第九皇子敦実親王、一品式部卿、……」（皇胤紹運録）……

と述べられ、また詳しくは後に述べるが、道真の詩と同時に作られた紀長谷雄の詩序が『本朝文粹』巻十に収められる。そこで柿村重松氏は、その『本朝文粹註釈』で、詩序の文章の中の「皇子」に注して「扱菅家

文章、及皇胤紹運録、蓋宇多上皇第九皇子敦実親王也」と述べておられる。

ところが、私の手許にある「群書類従本」の『本朝皇胤紹運録』には肝心の「宇多上皇第九皇子」の文字がないのである。

結論から先に述べれば、「第九皇子」に敦実親王を比定するのは誤りである。以下、そのことについて、細かな考証に涉ることになるが、述べることにする。

まず第一に、敦実親王を第九皇子と明記した史料がない。先に引いたごとく、川口氏が披見された『皇胤紹運録』に「第九皇子」の文字があれば、その注記は誤っている。

第二に、史料の上では敦実親王は第八皇子と記されている。その一つは『扶桑略記』延喜七年十一月二十二日の「敦実親王、今日於宇多院、加元服之由、令奏慶賀。……親王寛平第八皇子 贈后胤子腹也 則下殿拜舞。……」の記事である。また後代のものではあるが、『和歌色葉』の「六 名譽歌仙者」の「親王十八人付宮」に、「一品式部卿入道親王 敦実、同院第八御子」、『勅撰作者部類』に、「敦実親王一品式部卿 宇多帝八御子」、そして『大日本史』巻九十三にも、「宇多十一皇子、皇后藤原氏生醍醐帝、第四子敦慶親王、……第八子敦実親王、」の記載がある。このように敦実親王の皇子としての順次に言及する史料は、いずれも第八皇子とする。そうして第三に、宇多系の十一人の親王の順序からも、右に見た史料の記載は例証される。宇多系親王を、その順次を明らかにすべき生年、薨年等を挙げて示せば、次の表のようになる。

抄』以下の古註釈書に、史上の旧事例として引かれていた。

かかる経歴を持つ齊世親王の詩宴の主宰者としての姿は、『菅家文草』巻六所収の詩に見出すことができる。

陪第三皇子花亭勸春酒応教

天性忘春幾過春 天性春を忘れて幾たびか春を過せる

酒唯催勸詠詩人 酒はただ詠詩の人に催し勸む

花亭無事行何事 花亭事無し何事をか行う

短折梅枝記闕巡 梅の枝を短く折りて闕巡を記す

この詩に前後する詩が寛平九年正月の詩であること、すなわち「賦新煙催柳色、応製」が正月十四日の（『日本紀略』）、「早春侍宴同賦殿前梅花、応製」が正月二十四日の（『紀略』）作であることから、これも同月の作である。齊世親王が第三皇子であること、また道真が親王の岳父に当ること、ともに前に述べた通りである。

一方、その述作について見れば、それ自体齊世親王の著作である『三家撰集目録』（『統群書類従』巻八三四）に、「自述目録」として五十部に上る内典に関する著作が記されており、親王の仏教についての造詣の深さを物語るものといえようが、内典関係の書である故に、それ以上は述べ得ない。ここで取り上げるべきものは『慈覚大師伝』である。この伝の成立事情については、篇末に親王の三男源庶明の書状が付載され詳しく知ることができる。

右伝、故寛平入道親王所撰也。親王早出俗塵、深志密教。遂入真言之秘区、遍尋諸師之遺跡。以為、道之津梁、莫先大師。而伝録不

細、年代漸遙。或考之古記、或訪門徒、拾其行事、成此伝名。筆削未畢、奄然寂滅。遺誠右近中将從四位上兼伊予權守源朝臣英明曰、慈覚大師伝、余既濫觴、未遂功績。汝須成吾所志。奉附座主闍梨、蒙教之後、草薙早就。即令内藏權助從五位下小野道風書之。英明朝臣去春卒去。仍相伝飾装、以奉送如件。

天慶二年十一月三日

從四位上右兵衛督源朝臣庶明

この文章の大意はこうである。父親王は仏門に入り真言の奥義を極めるに及んで、道の先達としては慈覚大師をその最もなる人と確信するようになった。ところが大師の伝記には満足すべきものがない。そこで古記録や門人の話を素材として伝記の執筆に意を注いだ、その完成を見ずして没した。その折、子の英明に大師伝の継筆を託したので、英明は父親王の遺言に従って筆を進め、草稿を書き上げ、それは当代にその能筆を謳われた小野道風の手によって清書されるまでに至ったが、兄英明も天慶元年春、卒去したので、私の手許で飾装を加え、ようやく完成したものである、という。

このような経過をたどって完成した『慈覚大師伝』は、まず分量においては『統群書類従』活字本で十五頁にも及ぶ長篇であり、内容の上からは、僧伝として宗教的色彩を基調とし、大師の高徳篤学の讃仰顕彰が全体を覆っていることは当然であるが、その中において、夢の描写がしばしば現われ、会話文も挿入されるなど具体性に富んだ場面も多い。さらに文章表現の上では、四六文を基調とするが、会話の中には、「問曰

だけが異なる。しかし、杜甫の句を忠臣の句のように解釈することも一応は可能なのである。現在の研究では誤りとして退けられるが、吉川幸次郎氏が紹介されるところによれば、清の朱鶴齡、顧宸、本邦、江戸時代の津阪孝緯は、「見る対象を茱萸でなく、前聯にいう山水の風景とする^{注11}」のである。かかる理解に従えば、杜甫の詩と忠臣の詩は全く相似たものとなる。言葉を換えれば、忠臣は、朱鶴齡等と同じように、杜甫の視線が注がれる対象は、前聯に表現されたものとして杜詩の結句を理解したのではないだろうか。とすれば、杜詩の影響は結句のみに止まらず田詩の第三聯、第四聯の句作りをも覆うこととなる。

さらに言えば、それぞれの詩の第七句、忠臣の詩では、以下の「夜後零飄し尽すを」を補語として、これを「不知」、知らずと否定する。一方、杜詩では、「知誰健」は「知んぬ誰か健やかなる」と訓読するが、「知」は下に「誰」のような疑問詞が来れば、不知の意味となるのである。「知誰健」は不知誰健と、同じく否定の形となる。ここにも杜詩の影響があると見るのは、読み過ぎであろうか。

平安朝の詩文に対する、白居易の詩の圧倒的な影響に比して、杜甫の詩のそれは微々たるものに過ぎない。平安朝における杜詩の受容についてのまとまった発言は中国文学研究者にある。黒川洋一氏の指摘^{注12}によれば、次のような事例がある。

第一に、『文華秀麗集』所収の菅原清公の「奉和春閨怨」に、「妬む可し桃の花徒らに^{いたづ}闇に^{えくは}映じ、生憎や柳葉は尚お眉を^の舒ぶ」とあるのは、杜甫の「路六侍御の入朝を送る」に、「不分や桃花は紅なること錦に似

たり、生憎や柳絮は錦よりも白し」をふまえたものである。

次いで、『千載佳句』に、杜甫の詩から句六聯が収められる。

第三に、『江談抄』巻五に杜甫の詩集のことが記されている。

又被命云、注王勃集、注杜工部集等、所尋取也。元頃集度々雖詠唐人、不^レ求得云々。

第四に、『新撰朗詠集』に、杜甫の句二聯を収める。

なお寛平期の漢籍目録『日本国見在書目録』には、杜甫の詩集の名は記載されていない。

かかる乏しい事例しか持たぬ平安朝における杜詩の享受の系譜の中に、島田忠臣の詩は貴重な資料として付け加えることができよう。

齊世親王 宇多天皇第三皇子（『貞信公記』延長五年九月十日条）、母は橘広相女義子、仁和二年の誕生。菅原道真の女を室の一人とし、間には源英明があるが、ために延喜元年二月、道真の大宰府左遷に伴って出家し（『東寺長者補任』）、法名は真寂、法三親王、円城寺官等と称された。延長五年九月十日、薨ず（『貞信公記』）。

齊世親王はその官歴からすでに属文の王卿たるに相応しい。それは、親王としては異例のこととして大学に入学しているのである。『西宮記』巻十一の「親王入学」の項に次の記事がある。

寛平八十二十三、齊世親王入学。当日早朝、召文章博士紀長谷雄、

御自持親王名簿賜之。長谷雄拜舞。親王参堂。

なおこの記事は、『源氏物語』少女巻の夕霧の大学入学の場面での「うちつづき入学といふことさせ給」の本文に対する注として、『紫明

玉山高並兩峰寒 玉山高く兩峰に並びて寒し

明年此会知誰健 明年此の会知んぬ誰か健やかなる

醉把茱萸子細看 酔うて茱萸を把りて子細に看る

問題とすべきは、この杜詩の、同じく結句である。一首全体の内容は相異っている。杜甫の詩については専門の学者の言を借りよう。

その要を摘めば、四十をすぎて一そう人ざらいとなった杜甫は、つとめて今日の宴に出席している。それが第一聯である。はげあがったひたいをあらわにすべく、風が帽子をなぶり、横っちょになったのを、そばの男が直してくれる。わびしい微笑。それが第二聯である。あまりにも透明な自然。それが第三聯である。のんきにさざめいている人人の中にあるゆえに、一そう人生の無常を感じ、この日の祝儀として頭へかざす茱萸の実を、手にとりあげ、紅い色の奥にひろがる不思議に、酔眼をしげしげとくい入らせる。それが第四聯である。^{注10}

この詩がいつ作られたかについては、杜甫が、反乱を起して長安をもその勢力のもとに収めた安祿山の陣営に囚われの身となっていた賊中での作か、あるいはそれ以前の作か、さらに長安が奪還されて後の作かについては、古来の諸説はなお決定されていないようである。しかしそのいずれにしても、憂患の到来を予感してか、あるいはその渦中であつてか、あるいはそれを経験してか、詩には憂愁の感懐がある。

これに対して、忠臣の詩の主題となっているものは、人口に膾炙した李白の「春夜宴桃李園序」、遡っては、魏の曹操の「短歌行」の「酒に

対して当に歌うべし、人生幾何ぞ」、さらに遡って、無名氏「古詩十九首」の第十五首の「昼は短くして夜の長きに苦しむ、何ぞ燭を乗りて遊ばざる、楽しみを為すには当に時に及ぶべし」に見られるような、あわただしく過ぎ去って行くのが人生である故に、現在の快樂に没入しようとする発想である。

このように一首全体の内容においては異なるが、なおその結句の句作りにおいては、二首の詩ははなはだ類似している。

醉裏殷勤把火看 醉把茱萸子細看

対象に見入る両者の目はともに酔眼である。酔眼で「殷勤」に、あるいは「子細」に「看」という。「殷勤」、「子細」、措辞は異なるが、その意味は相似たものである。ともに「しげしげ」と、あるいは「じつ」と置きかえてよいであろう。手に持つ、手に取ることをいうのに、ともに「把」の字を用いている。また対象にじつとながめ入る視線が、ともに「看」の字によって示されている。このように酷似した表現であるが、一つ大きな違いがある。それは両者がしげしげと「看」入る対象である。「醉」った杜甫が「子細」に「看」入っているのは、その手に「把」った深々とした赤さをたたえる「茱萸」の実である。それに対し忠臣が「酔」った眼で「殷勤」に、しげしげと「火を把って看」入るのは、この一句の中には現われていない、前聯の「花」である。すなわち杜甫が「茱萸」を手に「把」るのは、それをじつと「看」るためであるが、忠臣が「火」を手に「把」るのは、「看」入る対象である花をより明るく照らし出すためなのである。はなはだ相似る二句においてこの点

六年正月十四日条卒伝)。

右に見たように、「花宴、応常陸王教」の前後の詩は、22番が貞観四年の作で、36番が貞観三年の作であるという、編年体とすればその原則に矛盾する排列上の混乱は含みながらも、貞観初期の作であるとはおおよそ言い得るであろう。とすれば、30番も同じく貞観初期、さらに言えば、三、四年頃の春の作と考えられる。従って詩題にいう「常陸王」は貞観初期の常陸太守ということになるが、それに当る人物としては、人康親王、賀陽親王、惟喬親王が一応挙げられる。

人康親王は仁明天皇第四皇子。斉衡四年から、貞観元年五月の出家入道に至るまで、常陸太守の官にあった(『三代実録』貞観元年五月七日条)。賀陽親王は桓武天皇第十一皇子。人康親王の後を襲ってであろう、貞観二年正月十六日に常陸太守に任ぜられ(『三代実録』)、正史に記録するところでは貞観六年八月八日条までは常陸太守の官名を冠せて記されている。ところが、これより以前に、すなわち同年正月十六日に惟喬親王が常陸太守に任ぜられており、疑問を残す。さらに惟喬親王については、同九年正月十二日にもやはり任常陸太守の記事があり、一層疑問を強める。

以上の三親王のいずれを「常陸王」に比定するか。賀陽親王が最も可能性が高いように思われる。それは先の30番の詩の製作年時の推定が認められれば、賀陽親王の在任期間と重なり合うからであり、人康親王はやや早きに過ぎるようであり、惟喬親王は『三代実録』の補任の記事に疑いを残すからである。しかし、これも先の詩の製作年時が推定に止ま

り、これを確定できないからには、右の比定もやはり推定に止まる。

ところで、忠臣の「花宴、応常陸王教」は、その詩題から一人の親王の好文を物語るものであるとともに、別の面でもより私に興味を抱かせるものを持つ。この論文の主題からは大きくはずれるが、敢えて、私は道草を食いたいと思う。

宴座芳辰遊処寛 宴座芳辰遊処寛やかなり

何因物束苦盤桓 何に因りてか物に束られ盤桓に苦しむ

人生少壮須臾過 人生少壮なるも須臾にして過ぐ

歳到春光頃刻闌 歳は春光に到り頃刻にして闌なり

眼未昏時花可愛 眼は未だ昏時ならず花愛すべく

身猶健日酒宜歡 身は猶お健日のごとし酒宜しく飲むべし

不知夜後飄零尽 知らず夜後飄零し尽すを

醉裏殷勤把火看 醉裏殷勤に火を把りて看る

それは、この詩が平安朝における杜詩受容の一事例であると考えられるからである。すなわち、この詩の結句は次の杜甫の詩に基づくものと考えられる。

九月九日藍田崔氏莊

老去悲秋強自寬 老去秋を悲しみて強いて自ら寛うす

興來今日盡君歡 興來りて今日君が歡を尽くさん

羞將短髮還吹帽 羞ずらくは短髮を將って還お帽を吹かるるを

笑倩傍人為正冠 笑いて傍人に倩いて為めに冠を正さしむ

藍水遠從千澗落 藍水遠く千澗從り落ち

とがなかったが、恒貞親王は皇太子としてこれを再興した、というのがこの文章の主旨である。なお、卒然と読むと、天平以来、衰退廃絶していた積奠の礼を親王が再興したごとく読めるが、そうではなく、上述のごとく解すべきこと、近時、弥永貞三氏が論証された。^{注5}

この話柄は、すでに恒貞親王の学問に対する好尚を示すものであるが、また後半部に記されるように、親王は群臣に命じて詩を賦させ、自らも詩篇を製している。そうしてその詩は、承和期の代表的詩人であった菅原清公、滋野貞主等が深く感嘆するほどのものであったという。なお、引用の末尾の「各おの長句を献じて以って之れを勸励す」の文章は、右の引用に続く文章から推すと、この時、親王は元服以前であり、清公等が時の皇太子の夙敏の才に強く期待し、これを助長しようとしたことをいうものと読める。

かかる好学の資性が、後に碩儒を師として学ぶことによって完成されたことも記されている。

親王、昔、史伝を春澄善繩、大江音人に受く。中年にして五経を中原月雄に受け、内典の顕密秘要を阿闍梨真如、少僧都道昌に受け、皆其の奥を究む。

『後拾遺往生伝』では、「亭子親王、諱恒貞は、能く経史を読み、頗る文章を属る」とより一般的な評語で述べられている。

恒貞親王が、他の諸芸とともに学問文学に穎脱した能力を持った人物であったことは、これらの記事から明らかであるが、その詩文で現存するものはない。

常陸太守親王

島田忠臣の家集『田氏家集』巻上に、30「花宴、^{注6} 応常陸王教」と題する詩がある。

現存本の『田氏家集』は脱落の多い家集で、巻下の後半部は全く編年体が乱れているが、一応は製作年次の順序で排列するのを原則としていると考えられる。^{注7} しかしなお、この原則にかなりの混乱が見られることも、先学の指摘されるところであり、以下の考察にもそのことは現われてくる。^{注8}

しかし、私は編年順という一応の原則があるという考えに従う。そこで先の30番の前後に位置する詩で、その製作年時を明らかにできる詩を拾うと、22「晩秋陪右丞相開府賜飲、于時美作献白鹿、仍命賦四韻」は、貞観四年九月の作と推定される。それは『三代実録』貞観四年九月二十七日の「美作国献白鹿」の記事に基づく。ついで、36「九日侍宴、賦菊暖花未開」は、『三代実録』貞観三年九月九日条の「重陽節、天皇不御前殿。於殿前賜菊酒親王以下侍従以上及文人。酣飲賦詩。勅賜題云、菊暖花未開」の記事から、貞観三年九月九日の作と確定できる。さらに40「七年歳旦立春」は貞観七年元旦の作である。この詩題は『三代実録』貞観七年正月一日の「七年癸未朔。是日立春」の記事に相応ずる。このように見て来ると、34「上叡山上座主」にいう「円座主」は、円仁と考えられる。円仁が延暦寺座主の地位にあったのは、仁寿四年四月から貞観六年正月十四日の入寂までであった（『三代実録』貞観

現在残るのはこの一聯だけであるが、この『十訓抄』の記事から、おそらく『史記』講書の竟宴での、例えば「史記竟宴各詠史得梁孝王」とでも題する詠史詩の作詩を想定することができる。付言すると、この推測が許されれば、現存の資料からその作詩の場と考えられるものに、昌泰三年六月終了した「史記」の講書がある（『類聚符宣抄』巻九・講書事）。

その二は、『西宮記』巻十五・竟宴事に引く次の記事である。

諸道講書、紀伝講書、漢書竟宴之日、貞真親王参会出詠句。

この記事も、貞真親王に詠史詩の実作があったことを示すものである。

その三に、『新儀式』巻四・花宴事所引の次の記事がある。

延喜四年二月花宴。召貞真親王。雖非殿上、依善属文、殊有其召。

この花宴の事は他には見えず、その詳細は不明であるが、貞真親王はその属文の才によって、特に列座を聴許されたという。この記事は、「善く文を属る」と述べ、貞真親王を属文の王卿と認むべきことを明証している。

ところで、右に貞真親王の詩作として引いた『十訓抄』所引の一聯が『新撰朗詠集』では、是貞親王の作とされている。すなわち巻下の詠史の項に先の一聯が引かれ、その作者は「是貞親王」と注記されている。

是貞親王は光孝天皇の第二親王。母は班子女王。初め賜姓源氏に列していたが、同母弟定省が即位して宇多天皇となったのに伴って、同母兄是忠とともに、寛平三年、親王となった（『日本紀略』寛平三年十二月二十九日条）。延喜三年七月二十五日、薨ず（『日本紀略』）。

さて是貞親王は、「是貞親王家歌合」の主宰者として、和歌史の上ではその名を逸することのできない人物であるが、親王の詩文に関わる資料は他に見出し得ない。『新撰朗詠集』の作者名表記は誤りとすべきであろう。

恒貞親王 淳和天皇の第二皇子。恒貞親王については、三善清行の作とされる『恒貞親王伝』（『続群書類従』巻一九〇）および三善為康撰の『後拾遺往生伝』巻上所収の伝があるが、両者を比較してみると、『後拾遺往生伝』は『恒貞親王伝』をおおむねは利用しつつ、往生伝に相應しい潤色をほどこして、首尾を整えたものであることは明らかである。

なお『三代実録』元慶八年九月二十日条に薨伝があるが、比較的短簡なものである。そこで以下は、現存本は巻首と途中に欠佚があるが、『恒貞親王伝』を中心にして考察する。

『恒貞親王伝』には、親王が書芸・絵画・音楽などと共に、学問文学を好み、かつこれに秀れた才能を示したことが具体的な挿話をも挙げて記されている。

太子（恒貞）從容奏曰、皇太子当積奠礼大学、是旧儀也。此礼久廢。未知所以。天皇（仁明）曰、昔者天平末、大臣吉備真備、勸高野天皇、幸大学行此礼。其後八十余年、廢而不行。今太子心存興復。亦甚為佳。即勅皇太子、率百官修奠礼。博士講經既畢、遍命群僚賦詩。皇太子製詩一篇。当时詩伯菅原清公、滋野貞主等、甚佳賞焉。各献長句以勸励之。

積奠に際しての天皇幸学、皇太子視学は、奈良朝末期以来、行われるこ

地位から、より重い比重をもって詩宴の主宰者、つまり詩作の場の提供者であるという二重の側面を持つからである。

平安朝漢文学史の上で皇親詩人として顕脱した存在は、前後中書王、つまり兼明と具平の両親王である。だが先に述べたような観点から、漢詩文の世界にその名を現わす皇親達は、詩文の実作者、あるいは詩作の場の提供者として、それぞれにいずれかにより比重をおきつつ、詩壇を形成するに与って力があつたとして、漢文学史の上にその名を記すとすれば、それは仁明系の常康、文徳系の惟喬、醍醐系の保明・代明・重明・式明・寛明・章明・成明・盛明、一条系の敦道等の諸親王である。

しかし彼此の資料を目にすると、平安朝における属文の親王は右に挙げた人々に止まらないようである。そこで、この論文では、これまで述べ得なかつた属文の親王をとり上げ、考察を加えてみたいと思う。

二

平安朝の詩人達を手取り早く知ろうとすれば、『二中歴』卷十二の「詩人歴」がある。そこには、帝王・親王・公卿・諸大夫・僧徒・女に分けて、奈良朝から平安末期に至る詩人の名が挙げられている。親王の項に名を記されるのは、「大津皇子天武天皇第三皇子 阿保親王桓武天皇第十二皇子 惟喬親王文徳天皇第一皇子 貞真親王貞観天皇親王 延喜親王小倉親王前中書王兼明 天曆親王六条宮後中書王」の六人である。このうち平安朝の詩人層を取り上るこの論文で考察の対象とすべきは、大津皇子を除く五親王であるが、さらにその中で

兼明・具平の二親王については贅言を要しないし、惟喬親王についても先に属文の王卿とすべきであることを述べた。註2そこでここでは、まず残る二親王について考察する。

阿保親王 平城天皇の第一皇子。親王が詩人であつたことを語る資料は、右に挙げた『二中歴』以外には見出し得ない。もつとも『続日本後紀』承和九年十月二十二日条の薨伝には、「親王は素性謙退にして、才は文武を兼ね。膂力有り。絃歌に妙なり」という評語が記されているが、「才兼文武」とは極めて一般的な、具体性に欠けた評語というべきで、『二中歴』の記載を印証すべき有効な記事とはなし得ないであろう。しかしながら、『二中歴』詩人歴にその名が挙げられていることを考えれば、散逸した詩作があつたと見なければならぬ。

貞真親王 清和天皇第九皇子。貞観十八年、藤原諸藤女を母として生まれ（『三代実録』貞観十八年十一月二十五日条）、承平二年九月二十日、薨ず（『貞信公記』）。貞真親王については、先の『二中歴』の他に、いくつかの右文の記事がある。

第一に、零句ではあるが、その詩が残されている。『十訓抄』第五・可撰朋友事に、

まことに心になふ友のなからむには、いかなる興宴も物うくおぼえぬ。さればこそ梁の孝王は鄒枚と聞えし二の臣さりにしかば、兔園の遊をもとどめ給ふ。……清和第九の皇子貞真親王の作給へりける。

鄒枚散後平台静 空遣春風只断腸

漢文学史上の親王

— 仁明朝より村上朝にいたる —

後 藤 昭 雄

先学の文章にいう。

物語は、これを文学と見なさなかつた時代の産物である。平安時代にあつては、文字による作品で価値を認められたのは、漢詩文のみであり、和歌はややこれに準ずる待遇をうけたに過ぎなかつた。

趣味世界の 大御所たりし公任が、自ら和歌の船を選んで「紅葉の錦」の歌をよみ、世の喝采を博しながら「作文の船にぞ乗るべかりける。さてかばかりの詩を作りたらましかば、名のあがらむこともまさりなまし。くちをしかりけるわざかな（漢詩文の船のほうに乗ればよかつた。そのうえで、この程度の漢詩を作つたとしたら、名誉をうることももっと高かつたらうに。残念なことをしたものだ。）」と言つたという。その真偽はしばらく措き、この事を伝えた書が、平安末期、すでに仮名文学の精華の出そろつたのちの『大鏡』であつたことに注意したい。平安末期人が、その注目せる藤原氏全盛期に対して行つた、歴史的反省の書が、漢詩文と和歌とにこれほどの差をおいたのである。平安時代の初期中期、仮名文学の試

作期が、いかなる状態であつたか、思い半ばにすぎるものがある。

〔玉上琢弥「物語音読論序説」『源氏物語研究』一四三—一四四頁〕
「仮名文学」の研究者である玉上氏にかかる発言があれば、漢詩文の研究を志す私には、これに言葉を付け加える必要はない。

だが、この玉上氏の発言が、多くの人々の意識にあるものを代表して明言するものであるとしても、従来、十分にその具体的把握が行われていたかという点、必ずしもそうではなかつたように思われる。

そこで、私は平安朝における漢文学の実相を明らかにするために、その一つの方法として、広範な詩人層の具体的把握という作業を試みて行きたいと考える。漢詩文が第一等の文学であつたならば、それを成り立たせるには、その創作と享受にはかなりの範囲に及ぶ人々の参加がなくてはならず、また、それぞれの時代の詩壇を形造つていたのも顯脱した詩人ばかりではなく、広い裾野があつたはずである。

かかる意図に因る作業の一環として、平安朝漢文学史にその名を記さるべき能文の、また好文の親王について論述を重ねて来た。対象としてまず親王を選んだのは、彼らは詩の実作者であるとともに、その社会的